

社会福祉法人函館共愛会 奨学金貸与規程

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館共愛会（以下「当法人」という。）の理念及び活動方針を理解し、当法人に勤務する保育教諭及び介護福祉士を育成するための奨学金制度を設け、その制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格・対象)

第2条 奨学金を貸与する奨学生は、次の各号に掲げる者であつて、卒業後、当法人に常勤の保育教諭又は介護福祉士の資格を有する介護職員として勤務することを希望する者を対象とする。

(1) 幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得するため指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。第二章において同じ。）に入学する者又は在学する者

(2) 介護福祉士資格を取得するため介護福祉士資格の受験資格を得られる高等学校（函館市内の区域に所在する高等学校に限る。第三章において同じ。）に在学する者並びに介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する養成施設をいう。第三章において同じ。）に入学する者又は在学する者

2 奨学生は、原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない者に限る。

3 前項に定める同種の奨学金とは、将来、奨学金の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意思があることを主たる条件とする奨学金制度をいう。

(奨学生の義務)

第3条 奨学生は以下の義務を負うものとする。

(1) 当法人の理念及び活動方針を理解するとともに、卒業を目標に勉学に励まなければならない。

(2) 常に居住を明らかにし、変更があった場合は速やかに届け出なければならない。

(3) 当法人より修学状況の報告を求められた場合には、これに応えなければならない。

第二章 保育教諭

(申請等)

第4条 本規程による奨学金の貸与を希望する者は、別記第1号様式の奨学金申請書に次に掲げる書類を添え、次項に定める日までに当法人本部に提出しなければならない。

(1) 高等学校在校生

- ア 履歴書（写真貼付）
- イ 学校長の推薦書（別記第2号様式）
- ウ 卒業見込み証明書
- エ 住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

(2) 指定保育士養成施設在学学生

- ア 履歴書（写真貼付）
- イ 卒業した高等学校の成績証明書
- ウ 在学証明書
- エ 住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

2 奨学金申請書の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 高等学校在校生 指定保育士養成施設への入学を希望する前年の10月末日
- (2) 指定保育士養成施設在学学生 入学した年度の7月末日

3 第1項の申請があった場合は、申請内容を審査し、必要に応じ試験を行うものとする。

(選定等)

第5条 奨学生の選定は、当法人認定こども園園長会議の議を経て理事長が行う。

2 第1項で選定された者は、奨学生予定者とし、別記第3号様式の通知書により通知するものとする。

3 奨学生予定者は、指定保育士養成施設の入学が許可され次第、速やかに次に掲げる書類を当法人本部に提出しなければならない。ただし、指定保育士養成施設在学中の場合は、通知書を受け取り次第、速やかに提出しなければならない。

- (1) 入学許可証の写し（※高等学校在校生に限る。）
- (2) 奨学生誓約書（別記第4号様式）
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 奨学金振込口座届（別記第5号様式）

4 前項の書類の提出が確認された後、当法人と奨学生は別記第6号様式により奨学金貸借契約を締結する。

(貸与)

第6条 貸与期間は、指定保育士養成施設に在学する期間とし、2年間を限度とする。ただし、修学期間が2年間を超える指定保育士養成施設に入学を予定している又は在学してい

る場合は、正規の修学期間を貸与期間とすることができる。

- 2 貸与決定日が年度の途中であっても、年度当初に遡って貸与することができる。
- 3 貸与金額は、月額5万円以内とし、総額120万円を限度とする。
- 4 奨学金は、無利子とする。
- 5 奨学金の交付は、原則として口座振替により当該月の前月15日に交付するものとする。
ただし、15日が金融機関休業日にあたる時は、翌営業日に繰り下げて貸与する。
- 6 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、他の方法又は複数月分を合わせて交付することができる。

(連帯保証人)

第7条 奨学生は、一定の職業を持ちかつ独立した生計を有している者を連帯保証人として立てなければならない。

- 2 当法人への債務の返済を怠っている者は、連帯保証人になることができない。

(奨学生の辞退)

第8条 奨学生又は奨学生予定者が、自己の都合により辞退しようとする場合は、別記第7号様式により辞退願を理事長に提出しなければならない。

(返済)

第9条 奨学生が指定保育士養成施設卒業後当法人に常勤の保育教諭として勤務しない場合は、当該事象が生じた日の属する月の翌月の末日までに貸与を受けた額を一括して返済しなければならない。

- 2 当法人が経営するこども園の常勤の保育教諭に採用されてから3年間が経過する前に当法人を退職した場合は、当該事象が生じた日の属する月の翌月の末日までに、次の表により算出した返済額を一括して返済しなければならない。

就業期間	1年未満	1年	1年半	2年	2年半	3年
返済割合	100%	80%	65%	50%	25%	0%

- 3 前2項の規定にかかわらず、返済にあたり、災害、疾病、負傷その他理事長が特に認める特別の事情が生じた場合は、返済を猶予することがある。

(返済の免除等)

第10条 指定保育士養成施設を卒業した翌月から当法人が経営するこども園の常勤の保

育教諭に採用された奨学生が3年間引き続きこども園の業務に従事したときは、奨学金の返済の債務を免除するものとする。

- 2 疾病、災害、その他やむを得ない事由により勤務できない期間が生じた場合は、その期間を前項の3年間に算入しない場合がある。
- 3 奨学生が当法人に勤務後3年以内に死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、奨学金の返済額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

(奨学金貸与の廃止)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を廃止する。

- (1) 指定保育士養成施設を退学した場合又は卒業が不可能となった場合
 - (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められる場合
 - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められる場合
 - (4) 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合
 - (5) 奨学生が死亡した場合
 - (6) 奨学生が本規程に違反した場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本規程による奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められる場合
- 2 前項の規定により奨学金の貸与が廃止された奨学生は、すでに貸与された奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに貸与を受けた金額を一括して返済しなければならない。ただし、やむを得ない事情として理事長が認めた場合については、その一部を減額し、又は全部を免除することができる。

(返済の猶予等)

- 第12条 奨学生が指定保育士養成施設を正規の修学期間で卒業できなかった場合は、1年間を限度に返済を延期できる。ただし、引き続き卒業の意思があり、かつ当法人の常勤職員として勤務する意思がある者のみ延期できることとし、これらの意思がない場合、あるいは本人の意思にかかわらず不可能と認められる場合は、第11条と同様の扱いとする。
- 2 指定保育士養成施設を卒業した翌月から当法人が経営するこども園の常勤の保育教諭に採用された奨学生がこども園の業務に従事している間は、奨学金の返済を猶予できる。

(延滞利息)

- 第13条 奨学生は、正当な理由がなく第9条及び第11条に定める奨学金を返済すべき日までにこれを返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の当日までの期間に応じ返済すべき額につき年3%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(報告等義務)

- 第14条 奨学生は、毎年度終了後1か月以内に、成績証明書及び在学証明書を理事長へ提出しなければならない。ただし、卒業又は終了にあたっては在学証明書に替えて卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。
- 2 奨学生は、休学、停学、留年及び復学する際には、速やかにその旨を報告しなければならない。
- 3 奨学生は、奨学生及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき又は連帯保証人の変更を行う必要があるときは、速やかに届け出なければならない。

第三章 介護職員

(申請等)

- 第15条 本規程による奨学金の貸与を希望する者は、別記第8号様式の奨学金申請書に次に掲げる書類を添え、次項に定める日までに、当法人本部に提出しなければならない。
- (1) 履歴書(写真貼付)
- (2) 高等学校在校生にあつては、学校長の推薦書(別記第9号様式)
- (3) 介護福祉士養成施設在学学生にあつては、卒業した高等学校の成績証明書
- (4) 在学証明書
- (5) 住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)
- 2 奨学金申請書の提出期限は次のとおりとする。
- (1) 高等学校在校生 1年生の10月末日
- (2) 介護福祉士養成施設への入学を希望する高等学校(函館市の区域外に所在する高等学校を含む。)在校生 入学する前年の10月末日
- (3) 介護福祉士養成施設在学学生 入学した年度の7月末
- 3 第1項の申請があつた場合は、申請内容を審査し、必要に応じ試験を行うものとする。

(選定等)

- 第16条 奨学生の選定は、当法人老人福祉施設施設長会議の議を経て理事長が行う。
- 2 第1項で選定された者は、奨学生予定者とし、別記第10号様式の通知書により通知するものとする。
- 3 奨学生予定者は、速やかに下記書類を当法人本部に提出しなければならない。
- (1) 奨学生誓約書(別記第11号様式)
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 奨学金振込口座届(別記第12号様式)
- 4 前項の書類の提出が確認された後、当法人と奨学生は別記第13号様式により奨学金貸

借契約を締結する。

(貸与)

第17条 貸与期間は、高等学校在校生にあつては卒業までの期間とし、介護福祉士養成施設に在学する者にあつては2年間を限度とする。ただし、修学期間が2年間を超える介護福祉士養成施設に入学を予定している又は在学している場合は、正規の修学期間を貸与期間とすることができる。

2 貸与決定日が年度の途中であっても、年度当初に遡って貸与することができる。

3 貸与金額は、高等学校在校生にあつては月額3万円以内、総額72万円を限度とし、介護福祉士養成施設に入学を予定している又は在学する者にあつては、月額5万円以内、総額120万円を限度とする。

4 奨学金は、無利子とする。

5 奨学金の交付は、原則として口座振替により当該月の前月15日に交付するものとする。ただし、15日が金融機関休業日にあたる時は、翌営業日に繰り下げて貸与する。

6 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、他の方法又は複数月分を合わせて交付することができる。

(連帯保証人)

第18条 連帯保証人については、第7条を準用する。

(奨学生の辞退)

第19条 奨学生又は奨学生予定者が、自己の都合により辞退しようとする場合は、別記第14号様式により辞退願を理事長に提出しなければならない。

(返済)

第20条 奨学生が高等学校又は介護福祉士養成施設卒業後当法人に常勤の介護職員として勤務しない場合は、当該事象が生じた日の属する月の翌月の末日までに貸与を受けた額を一括して返済しなければならない。

2 当法人が経営する老人福祉施設の常勤の介護職員に採用されてから3年間が経過する前に当法人を退職した場合は、当該事象が生じた日の属する月の翌月の末日までに、次の表により算出した返済額を一括して返済しなければならない。

就業期間	1年未満	1年	1年半	2年	2年半	3年
返済割合	100%	80%	65%	50%	25%	0%

- 3 前2項の規定にかかわらず、返済にあたり、災害、疾病、負傷その他理事長が特に認める特別の事情が生じた場合は、返済を猶予することがある。

(返済の免除等)

第21条 高等学校又は介護福祉士養成施設を卒業した翌月から当法人が経営する老人福祉施設の常勤の介護職員に採用された奨学生が3年間引き続き老人福祉施設の業務に従事したときは、奨学金の返済の債務を免除するものとする。

- 2 疾病、災害、その他やむを得ない事由により勤務できない期間が生じた場合は、その期間を前項の3年間に算入しない場合がある。

- 3 奨学生が当法人に勤務後3年以内に死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、奨学金の返済額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

(奨学金貸与の廃止)

第22条 奨学金貸与の廃止については、第11条を準用する。

(返済の猶予等)

第23条 奨学生が学校を正規の修学期間で卒業できなかった場合は、1年間を限度に返済を延期できる。ただし、引き続き卒業の意思があり、かつ当法人の常勤の介護職員として勤務する意思がある者のみ延期できることとし、これらの意思がない場合、あるいは本人の意思にかかわらず不可能と認められる場合は、第22条と同様の扱いとする。

- 2 高等学校又は介護福祉士養成施設を卒業した翌月から当法人が経営する老人福祉施設の常勤の介護職員に採用された奨学生が老人福祉施設の業務に従事している間は、奨学金の返済を猶予できる。

(延滞利息)

第24条 奨学生は、正当な理由がなく第20条及び第22条に定める奨学金を返済すべき日までにこれを返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の当日までの期間に応じ返済すべき額につき年3%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(報告等義務)

第25条 報告等義務については、第14条を準用する。

第四章 雑 則

(奨学金台帳の作成)

第26条 理事長は、奨学生ごとに別記第15号様式の奨学金台帳を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返済を免除した場合又は奨学金の返済を受けた場合には速やかに記録し、返済免除後又は返済終了後5年間保存するものとする。

(紛争)

第27条 奨学金貸借契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、函館地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(雑則)

第28条 本規程に定めがない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行ったうえで、理事長が判断する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月19日より施行する。
- 2 令和3年1月1日一部改正する。
- 3 令和6年4月1日一部改正する。
- 4 令和7年4月1日一部改正する。ただし、改正後の規程中第9条、第10条、第12条、第20条、第21条及び第23条の規定については、令和5年度及び令和6年度に保育教諭として採用した奨学生で現に当法人が運営するこども園において業務に従事しているもの並びに令和5年度に介護職員として採用した奨学生で現に当法人が運営する老人福祉施設において業務に従事しているものについても適用することとし、その取扱いについては理事長が別に定める。

受付	令和 年 月 日	No.
----	----------	-----

奨学金申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人函館共愛会理事長 様

私は、社会福祉法人函館共愛会奨学金貸与規程に基づき勉学に励み、卒業後、社会福祉法人函館共愛会が経営する認定こども園の保育教諭になることを希望し、奨学金の貸与を申請します。

申請者	ふりがな			性別	男・女
	氏名	⑩			
	生年月日	年 月 日			
	在学（卒業）高等学校名				
	進学志望（在学）学校名				
	住所	〒			
	電話番号				
連帯保証人	ふりがな			申請者との関係	
	氏名	⑩			
	生年月日	年 月 日			
	住所	〒			
	勤務先				
	電話番号	自宅(携帯)		勤務先	
奨学金申請にあたっての申請者の決意（400字程度で記入下さい）					
貸与希望期間	令和 年 月から令和 年 月				
貸与希望額	月額		円（上限5万円）		総額
					円

※指定保育士養成施設に在学中の者については、貸与希望期間を入学した年の4月からとして申請することができます。

別記第2号様式（第4条関係）

奨学生推薦書

社会福祉法人函館共愛会理事長様

学校名

学校長名



次の者を奨学生として推薦します。

ふりがな 氏名			
在籍学科・学年	学科 第 学年		
推薦理由			
学業成績評定平均値	健康状況	特記事項	

注1 学業成績評定平均値欄には、直近1年間の全教科における評価を平均した数値（当該数値に小数点第1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記入してください。なお、5段階評価法以外の評価法を採用している場合は、5段階評価法による評価に換算して記入してください。

注2 健康状況欄は、定期健康診断等に基づき記入してください。

奨学生予定者決定通知書

令和 年 月 日

様

社会福祉法人 函館共愛会
理事長

令和 年 月 日付けで申請のあった奨学金の貸与について、奨学生予定者として認め、以下の内容で奨学金を貸与します。ただし、指定保育士養成施設への進学を志望する者については進学志望校への入学が許可されない場合には決定を取り消します。

貸与期間	令和 年 月から令和 年 月まで
貸与金額	月額 円
貸与総額	円

奨学生誓約書

令和 年 月 日

社会福祉法人 函館共愛会理事長 様

	住所	
本人	氏名	㊟
	電話	
	住所	
連帯保証人	氏名	㊟
	本人との関係	
	電話	

私は、社会福祉法人函館共愛会の奨学生に選定されましたので、社会福祉法人函館共愛会奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に従い、学業に励み、身体を健康を維持して善良な学生として指定保育士養成施設を卒業し、卒業後は直ちに常勤の保育教諭として貴法人の幼保連携型認定こども園に3年以上勤務することを誓約いたします。

貸与を受ける奨学金については、規程第9条及び第11条に該当することとなったときは返済いたします。

奨学生貸借契約書に記載の内容に変更があるときは、速やかに届出いたします。

貸与された奨学金を奨学生が返済しないときは、連帯保証人が代わってその金額を返済します。

(注) 連帯保証人は、印鑑登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

別記第5号様式 (第5条関係)

整理番号	
------	--

奨学金振込口座届

私に支給される奨学金は、以下の銀行口座にお振込みください。

氏 名 ㊟

学校名

現住所 〒

電 話

振込先 銀行名 支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

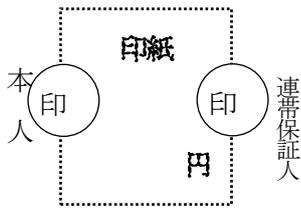
(フリガナ)

名 義

(注) 奨学生本人名義の銀行口座を指定してください。

別記第6号様式（第5条関係）

整理番号	
------	--



奨学金貸借契約書

社会福祉法人函館共愛会を甲， を乙として，社会福祉法人函館共愛会奨学金規程（以下「規程」という。）に従い，次の通り奨学金貸借契約を締結した。

第1条 甲は，乙の奨学金として，以下の金額を契約期間に貸与する。

貸与金額	月額	円
貸与総額		円（極度額）
貸与契約期間	令和 年 月～令和 年 月	

第2条 甲は乙に貸与契約期間中，当該月の前月15日（当日が金融機関休業日にあたるときは，翌営業日）に奨学金を貸与し，乙は勉学に励まなければならない。

第3条 乙は指定保育士養成施設卒業の翌月から甲が経営する認定こども園に勤務し，3年間引き続き勤務したときは，奨学金の返済の債務を免除するものとする。

2 規程第9条及び第11条に該当するときは，規程に基づき貸与した奨学金を速やかに返済しなければならない。

第4条 本契約書に記載のない事項は規程による。本契約または規程に関わる疑義が生じた場合は，甲の理事長の決裁を受け，甲・乙双方が誠意をもって協議する。

第5条 連帯保証人は，貸与された奨学金を甲が返済しないときは，貸与総額を限度として本人に代わって返済する。

この契約の成立を証するため，各自署名捺印し本証書1通を作成して甲が所持し，乙及び連帯保証人はその写しを所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 函館市中島町7番15号
 貸主 社会福祉法人函館共愛会
 理事長 ㊟

乙 住所
 借主 ㊟

〔連帯保証人〕 住所
 及び極度額 氏名 ㊟
 極度額 円

（注）連帯保証人は，印鑑登録された印鑑を押印してください。

整理番号	
------	--

奨学生辞退願

令和 年 月 日

社会福祉法人函館共愛会 理事長 様

このたび、以下の事由により奨学生を辞退したいので、ご了承くださいますようお願いいたします。

【辞退理由】

なお、すでに貸与を受けた奨学金 金 円は、社会福祉法人函館共愛会貸与規程第11条第2項の規定により定められた期日までに返済します。

(本人) 住所

氏名 ㊟

(連帯保証人) 住所

氏名 ㊟

本人との関係

別記第8号様式（第15条関係）

受付	令和 年 月 日	No.
----	----------	-----

奨学金申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人函館共愛会理事長 様

私は、社会福祉法人函館共愛会奨学金貸与規程に基づき勉学に励み、卒業後、社会福祉法人函館共愛会が経営する老人福祉施設の介護職員になることを希望し、奨学金の貸与を申請します。

申請者	ふりがな			性別	男・女
	氏名	㊟			
	生年月日	年	月	日	
	在学（卒業）高等学校名				
	進学志望（在学）学校名				
	住所	〒			
	電話番号				
連帯保証人	ふりがな			申請者との関係	
	氏名	㊟			
	生年月日	年	月	日	
	住所	〒			
	勤務先				
	電話番号	自宅(携帯)			勤務先
奨学金申請にあたっての申請者の決意（400字程度で記入下さい）					
貸与希望期間	令和	年	月から	令和	年 月
貸与希望額	月額	円（上限 万円）		総額	円

※介護福祉士養成施設に在学中の者については、貸与希望期間を入学した年の4月からとして申請することができます。

奨学生推薦書

社会福祉法人函館共愛会理事長様

学校名

学校長名



次の者を奨学生として推薦します。

ふりがな 氏名		
在籍学科・学年	学科	第 学年
推薦理由		
学業成績評定平均値	健康状況	特記事項

注1 学業成績評定平均値欄には、直近1年間の全教科における評価を平均した数値（当該数値に小数点第1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記入してください。なお、5段階評価法以外の評価法を採用している場合は、5段階評価法による評価に換算して記入してください。

注2 健康状況欄は、定期健康診断等に基づき記入してください。

奨学生予定者決定通知書

令和 年 月 日

様

社会福祉法人 函館共愛会
理事長

令和 年 月 日付けで申請のあった奨学金の貸与について、奨学生予定者として認め、以下の内容で奨学金を貸与します。

貸与期間	令和 年 月から令和 年 月まで
貸与金額	月額 円
貸与総額	円

奨学生誓約書

令和 年 月 日

社会福祉法人 函館共愛会理事長 様

	住所	
本人	氏名	㊟
	電話	
連帯保証人	住所	
	氏名	㊟
	本人との関係	
	電話	

私は、社会福祉法人函館共愛会の奨学生に選定されましたので、社会福祉法人函館共愛会奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に従い、学業に励み、身体の健康を維持して善良な学生として学校を卒業し、介護福祉士の資格取得に努力するとともに、卒業後は直ちに常勤の介護職員として貴法人の老人福祉施設に3年以上勤務することを誓約いたします。

貸与を受ける奨学金については、規程第20条及び第22条に該当することとなったときは返済いたします。

奨学生貸借契約書に記載の内容に変更があるときは、速やかに届出いたします。

貸与された奨学金を奨学生が返済しないときは、連帯保証人が代わってその金額を返済します。

（注）連帯保証人は、印鑑登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

別記第12号様式（第16条関係）

整理番号	
------	--

奨学金振込口座届

私に支給される奨学金は、以下の銀行口座にお振込みください。

氏 名 ㊟

学校名

現住所 〒

電 話

振込先 銀行名 支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

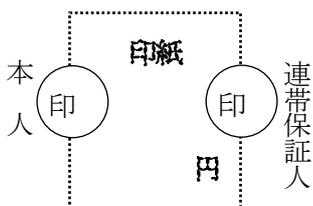
(フリガナ)

名 義

(注) 奨学生本人名義の銀行口座を指定してください。

別記第13号様式（第16条関係）

整理番号	
------	--



奨学金貸借契約書

社会福祉法人函館共愛会を甲， を乙として，社会福祉法人函館共愛会奨学金規程（以下「規程」という。）に従い，次の通り奨学金貸借契約を締結した。

第1条 甲は，乙の奨学金として，以下の金額を契約期間に貸与する。

貸与金額	月額	円
貸与総額		円（極度額）
貸与契約期間	令和 年 月～令和 年 月	

第2条 甲は乙に貸与契約期間中，当該月の前月15日（当日が金融機関休業日にあたるときは，翌営業日）に奨学金を貸与し，乙は勉学に励まなければならない。

第3条 乙は学校卒業の翌月から甲が経営する老人福祉施設に介護職員として勤務し，3年間引き続き勤務したときは，奨学金の返済の債務を免除するものとする。

2 規程第20条及び第22条に該当するときは，規程に基づき貸与した奨学金を速やかに返済しなければならない。

第4条 本契約書に記載のない事項は規程による。本契約または規程に関わる疑義が生じた場合は，甲の理事長の決裁を受け，甲・乙双方が誠意をもって協議する。

第5条 連帯保証人は，貸与された奨学金を甲が返済しないときは，貸与総額を限度として本人に代わって返済する。

この契約の成立を証するため，各自署名捺印し本証書1通を作成して甲が所持し，乙及び連帯保証人はその写しを所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 函館市中島町7番15号
 貸主 社会福祉法人函館共愛会
 理事長 ①

乙 住所
 借主 ②

〔連帯保証人〕住所
 及び極度額 氏名 ③

極度額 円

（注）連帯保証人は，印鑑登録された印鑑を押印してください。

整理番号	
------	--

奨学生辞退願

令和 年 月 日

社会福祉法人函館共愛会 理事長 様

このたび、以下の事由により奨学生を辞退したいので、ご了承くださいますようお願いいたします。

【辞退理由】

なお、すでに貸与を受けた奨学金 金 円は、社会福祉法人函館共愛会奨学金貸与規程第22条の規定により定められた期日までに返済します。

(本人) 住所

氏名 ④

(連帯保証人) 住所

氏名 ④

本人との関係

